

下請法の普及・啓発を推進

中小企業庁と公正取引委員会は下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っている。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っている。これは国土交通省が同期間に行う建設業取引適正化推進月間と連携して進められる。中小企業庁と公正取引委員会は下請取引の一層の適正化を推進するため、本年度の「下請取引適正化推進月間」においては以下の5つ事業を行う。

第一に、平成25年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語【特選作品】(公正取引委員会との連携事業)を決定。それは、「下請代金 きちっと払って 築こう信用」だ。

第二に、下請取引の適正化に係る要請(公正取引委員会及び事業所管大臣との連携事業)を行う。年末にかけての金融繁忙期において、下請事業者の資金繰り等が懸念されることから、下請法及び下請中小企業振興法(下請振興法)の周知徹底を図るとともに、下請振興法に基づく振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮等を行うよう、経済産業大臣、公正取引委員会委員長及び各事業所管大臣等の連名により、業界団体等に対し通達文書を出す。

第三に、特別事情聴取等の実施を通じた下請法の厳格な運用(中小企業庁独自事業)。下請法の法令遵守の徹底を促すため、同法に基づく書面調査に対する回答がない親事業者や、過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者等の役員等に対する特別事情聴取等を実施する。

第四に、普及啓発を行う。これには▽下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーの開催(中小企業庁独自事業)コンプライアンス強化と企業間取引の適正化について親事業者の取組に焦点を当て、下請取引適正化推進シンポジウムを東京、大阪など全国5カ所で開催する。また、親事業者の取引適正化の取組事例を紹介する下請取引適正化セミナーを全国3カ所で開催▽下請取引改善講習会の開催(中小企業庁独自事業)下請法を中心とした関係法令等の講習を通じて、法令等の理解を深めていただき、下請取引の適正化及びそのための社内体制の整備等の推進を目的として開催。下請法について理解を深めたい方、実務経験のある方を対象とした実践コースや基礎コースを設け全国で実施するなど。

第五に、建設業における取引適正化の推進(国土交通との連携事業)国土交通省主催の「建設業取引適正化推進月間」事業(本年11月)と連携し、建設業の取引適正化を図るため、国土交通省が行う建設業法の講習会の周知に協力するとともに、建設業者からの取引に関する相談に対応する「建設業取引適正化センター」と「下請かけこみ寺」の連携を推進する。